

議事日程第3号

令和5年 第1回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和5年3月17日（金）

午前10時開議

開会の場所

錦江町役場本庁議場

- 日程第1 議案第28号 令和4年度錦江町一般会計補正予算（第11号）について
（町長提出）
- 日程第2 議案第29号 錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
（同上）
- 日程第3 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
（同上）
- 日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
（同上）
- 日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
（同上）
- 日程第6 議案第21号 令和5年度錦江町一般会計予算について
（同上）
- 日程第7 議案第22号 令和5年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について
（同上）
- 日程第8 議案第23号 令和5年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について
（同上）
- 日程第9 議案第24号 令和5年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
（同上）

- 日程第10 議案第25号 令和5年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
（町長提出）
- 日程第11 議案第26号 令和5年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について
（同上）
- 日程第12 議案第27号 令和5年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について
（同上）

（日程第6議案第21号から日程第12議案第27号までを一括上程、審査結果について予算審査特別委員長報告）

- 日程第13 議会報告第1号 錦江町議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の調査の中間報告について
（中間報告について、議会改革推進会議調査特別委員長報告）

日程第14 議員の派遣について

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉 会

令和5年 第1回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和5年3月17日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	久保 勇太	
	2番	久本 晃	
	3番	厚ヶ瀬 博文	
	5番	浪瀬 亮祐	
	6番	染川 金治	
	7番	池田 行徳	
	8番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	水口 孝俊	
	11番	中野 徳義	
	12番	落司 道子	
	13番	笹原 政夫	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	新田 敏郎		
副町長	有村 智明		
教育長	畑中 清和		
総務課長	坪内 裕二郎	会計管理者兼会計課長	鳥越 幸一
未来づくり課長	中島 裕二	住民生活課長	川路 洋志
政策企画課長	高崎 満広	観光交流課長	木下 勝幸
介護福祉課長	笹貫 新一郎	産業建設課長	荒木 義文
健康保険課長	猪鹿倉 勝志	教育課長	菖蒲 洋二
住民税務課長	落司 毅	<small>政策企画課 病院再整備対策監</small>	内木場 博之
建設課長	宮園 守	総務課総務係長	山王 洋介
<small>産業振興課長兼 農業委員会局長</small>	池之上 和隆	総務課財政管係長	今村 学
職務のため出席した者			
議会事務局長	永吉 和幸		

令和5年 第1回 錦江町議会定例会会議録

令和5年3月17日（金）午前10時00分

錦江町議会議場

	(開会・開議)
○笹原議長	皆さん、おはようございます。これから、本日の会議を開きます。
	(日程報告)
○笹原議長	本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたので、ご了承願います。
	日程第1 議案第28号
○笹原議長	日程第1、議案第28号、令和4年度錦江町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	おはようございます。議案第28号、令和4年度錦江町一般会計補正予算（第11号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額は44万2千円の増額で、累計は70億3,982万1千円となりました。内容につきましては、歳出は、令和3年度子ども子育て支援事業交付金に係る国庫支出金返納金を44万2千円増額し、歳入につきましては、同額を財政調整基金から繰り入れるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入18款繰入金と、歳出3款民生費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第28号、令和4年度錦江町一般会計補正予算（第11号）についてを採決します。お諮りします。議案第28号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第28号、令和4年度錦江町一般会計補正予算（第11号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第2 議案第29号
○笹原議長	日程第2、議案第29号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条

	例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 29 号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、令和 5 年度税制改正の大綱に基づき、国民健康保険法施行令が改正されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等、課税額の限度額が 20 万円から 22 万円に上げられるとともに、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の見直しが行われることから、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 29 号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 29 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 3 同意第 2 号
○笹原議長	日程第 3、同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。現委員の寺田貢治氏の任期が、令和 5 年 4 月 28 日をもちまして満了となりますことから、引き続き同氏を任命したいので、議会の同意を求めます。ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)

○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。お諮りします。同意第2号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。
	日程第4 同意第3号
○笹原議長	日程第4、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。現委員の日高公氏の任期が、令和5年4月28日をもって満了となりますことから、新たに窪和人氏を任命したいので、議会の同意を求めます。ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。お諮りします。同意第3号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。
	日程第5 同意第4号
○笹原議長	日程第5、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由

	<p>をご説明申し上げます。現委員の水口幸二氏の任期が、令和5年4月28日をもちまして満了となりますことから、新たに田中弘朗氏を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>(新田町長 降壇)</p>
○笹原議長	<p>これから質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と言う者あり)</p>
○笹原議長	<p>質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。</p>
	<p>(「なし」と言う者あり)</p>
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。お諮りします。同意第4号は、これに同意することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と言う者あり)</p>
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。</p>
	<p>日程第6 議案第21号 日程第7 議案第22号 日程第8 議案第23号 日程第9 議案第24号 日程第10 議案第25号 日程第11 議案第26号 日程第12 議案第27号</p>
○笹原議長	<p>日程第6、議案第21号、令和5年度錦江町一般会計予算について、日程第7、議案第22号、令和5年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第8、議案第23号、令和5年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について、日程第9、議案第24号、令和5年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、日程第10、議案第25号、令和5年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、日程第11、議案第26号、令和5年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について、日程第12、議案第27号、令和5年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算についての7議案を一括議題とします。 本件について、審査の経過及び結果について、予算審査特別委員長の報告を求めます。川越予算審査特別委員長。</p>

	(川越予算審査特別委員長 登壇)
○川越予算 審査特別委 員長	<p>予算審査特別委員会における審査の結果について、報告をいたします。</p> <p>去る令和5年3月2日の本会議において、予算審査特別委員会に付託された案件について審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。</p> <p>なお、審査については、議長を除く議員全員により構成されたものでありますので、その内容については、要約して述べることにします。</p> <p>1 審査の経過と結果</p> <p>当委員会に付託されました議案は、各会計予算案7件で、3月3日から8日にかけて、4日間にわたって審査いたしました。</p> <p>今回、初日に現地調査を行ない、東ノ原橋補修工事のほか、9件について各関係課から資料の提出を求め、町長をはじめ、副町長、教育長、関係課長、担当職員が同行のもと、説明を求めながら、町内一円にわたって、調査いたしました。</p> <p>なお、現地調査終了後、本庁3階委員会室において、意見集約を行ない、全ての事業において、公益性や緊急性、あるいは、事業効果等が勘案され、住民の利益と福祉の向上を図る上からも取組むべきものであります。</p> <p>2日目からは、書類審査にはいり、課ごとに審査する形式で、審査を行ないました。</p> <p>審査は、議案第21号 令和5年度錦江町一般会計予算をはじめとする7会計予算については、議会事務局及び監査委員事務局の所管する予算から行ない、その後も、予算を所管する関係課において、審査を行ないました。各議案審査のなかで、述べられた主な質疑や応答等については、事件の番号順に、要約して報告いたします。</p> <p>まず、議案第21号 令和5年度錦江町一般会計予算については、 予算全般</p> <p>「給与費明細書について、一般職等に特殊勤務手当の欄があるが、どういう状況の時に、どういう支出の仕方をするのか。」との質疑に、「この明細書は全国統一の様式であるため欄があるが、本町においては平成19年度に廃止している。過去、地籍調査など危険を伴う業務に就く職員に対し支払いをしていた。」</p>

議会事務局・監査委員事務局

「負担金について、郡議長会の負担額は、算定基礎から人口割を省いたとのことだが、どのような経緯でそうなったのか。」との質疑に、「郡議長会での協議において、肝付町の人口が突出しており、協議会の運営状況を考えると、均等割りと議員数で算定すべきとのことで決定されたため。」

「消耗品費について、議員用の帽子・ヘルメットの購入において、ヘルメットは以前に配布を受けた議員もいるので、まだ配布されていない議員と、以前配布されたものが壊れた議員の分だけでいいのではないか。」との質疑に「協議の上、執行する。」

住民生活課

「地籍調査費について、令和5年度の調査地区を示されたい。また、現在の進捗率と、事業完了年度を示されたい。」との質疑に、「令和4年度に引き続き、久木野、長谷地区を行う。進捗率は94.19%で、事業完了は令和8年度の予定である。」

「福祉ふれあい広場維持管理費について、指定管理料6件分が計上されているが、令和5年度も問題なく執行できるのか。」との質疑に、「指定管理は続けていただけることになっているが、花瀬と上部については広場の利用がないため、今後において検討する。」

総務課

「本所一般管理費、旅費について、政策参与旅費として80万円が計上されているが、年何回、来町の予定か。また来庁いただいた際、職員や議員などが話を聞く機会を設けられないか。」との質疑に、「谷川参与、吉田参与、お二人とも3回の予定である。まずは議員の皆さまの調整がつくようであれば、調整してみたいと考える。職員向けの研修会も、可能であればどちらかの方に依頼してみたいと考える。」

「自治体DX推進事業について、計画を策定して利活用を促進するとのことだが、具体的な内容を示されたい。」との質疑に、「計画策定業務としていところだが、それだけではなく、マイナンバーカードを活用した町民の利便性向上のための事業ができないか、行政手続きのオンライン化などの検討、デジタル人材の育成も含めて、包括して取り組んでいくものである。」

「財産管理費、電気自動車購入事業について、一般財源での購入か。」との質疑に、「総額 574 万 8 千円のうち、国の補助金で 85 万円、地方債で 420 万円をまかなう。」

「大隅肝属地区消防組合負担金について、令和 4 年度から 2,100 万円ほど上がっているが、その理由を示されたい。」との質疑に、「肝付町と東串良町においては、負担金の算定基礎となる基準財政需要額に石油備蓄基地分が含まれており、不平等であることから、是正の結果、本町と南大隅町、鹿屋市が増額となった。」

会計課

「財産運用収入について、今後、国債の購入予定があるか。」との質疑に、「基金の運用については、要綱により上限を定めており、現状として上限額に近いため、購入の予定はない。」

「会計管理費、手数料について、コンビニ交付における手数料は、コンビニ側に 1 件あたりいくら払っているのか。」との質疑に、「お客様は 1 件あたり 200 円を支払い、役場側が 83 円、コンビニ側が残りの 117 円という取り分になる。実績としては住民票が 22 件、印鑑証明が 5 件、所得証明はゼロである。」

未来づくり課

「お試しサテライトオフィスモデル事業、フリーランスをターゲットにした 2 拠点住居の推進について、どのような進め方をするのか。」との質疑に、「基本的にはお試しワーケーションで来ていただいた方を対象とし、空き家バンクの登録物件を軸に、あっせんする。」

「公営塾運営事業について、高校生への周知をどのように行っていくのか。」との質疑に、「夏休み期間中の短期スクーリングを実施しようと考えており、まずは自治会長便により、チラシを全戸配布した。ターゲットを鹿屋高校、鹿屋中央高校の進学コースや文理コースの生徒としていて、1、2 年生が 20 名いるので、アプローチをしたい。」

「未来づくり課が取り組む地方創生に関する事業には、地方創生推進交付金が充当されているのか。」との質疑に、「未来づくり課の事業に対しては、地方創生推進交付金は充当しない。産業振興課で取り組むローカルベンチャ

ースクールについては、同交付金を充当する予定である。」

「一般寄附金について、ふるさと納税は2億円で計上されているが、令和4年度は5千万円の増額補正をしている。3億円で計上は無理か。新規納税者の開拓は。」との質疑に、「コロナ対策が緩和の方向にあり、室内志向であった状況が大きく変わる可能性があるため、2億円のままとさせていただいた。新規納税者については、現状、納税者は関東、関西の都市部の方が多数を占めるので、そこでの獲得を目指したい。」

農業委員会

「農業委員会費、地域計画策定推進緊急対策事業について、水土里情報システムとは、職員向けのものか、それとも住民向けのものか。」との質疑に、「職員向けのシステムである。」

産業振興課

「地域おこし協力隊事業、備品購入費について、木材加工用備品の彫刻刀以外のものは何か。また、CNC ルーターを用いた木材製品の作成については、販売先の検討をしているのか。」との質疑に、「木工用ドリルである。木工製品については、販売ではなく開発を目的としているものである。」

「新規就農者に対する事業がいろいろとあるが、新規就農者を確保する取り組みについては、どのように行っていくのか。」との質疑に、「これまではUターンや親元就農をする方々を中心に、どちらかと言うと待ちの姿勢であった。令和5年度からは、J・Iターンを含めた新規の方々へのアプローチに向けて努力したい。ただ設備投資や農地の貸し借りなど、本気度がない方の参入は非常に厳しく、そのあたりのミスマッチのリスクも高いので、体験就農の制度を新たに作るなどして、慎重に進めていく。」

「荒茶加工施設整備基金について、どのような使い方をしているのか。」との質疑に、「これまで設備整備に充ててきた。令和5年度は屋根修繕等の工事費に充当する。」

「森林環境譲与税の使い方について、令和5年度はどの部分に使うのか。また基金は使い切る形か。」との質疑に、「デジタルオルソ画像の整備と、再造林整備に係る補助金に活用する。基金は、積極的に使っていくが、余剰金の積み増しなどがあり500万円ほど残る形となる。」

観光交流課

「都市農村交流事業、相互連携協定（ソラシド）による連携事業について、どのような形で進めるのか。」との質疑に、「令和4年度は、ソラシドフェア、グリーンスカイフェスタに参加し、東京の大崎駅、二子玉川で特産品販売等を行った。今後はこれらを通じた商店等とのつながりを強化していく。」

「宇宿商店街、紫原自治会との交流事業について、どのような形で進めていくのか。」との質疑に、「宇宿商店街とは、田舎市場として産直フェアを開催し、本町の特産品や野菜を販売した。また宇宿の方々を対象に、産地見学ツアーとして本町に招いた。令和5年度も同様なことを計画している。」「これまで紫原地区、純心女子短期大学と連携してきた。宇宿もその一環である。売り上げとしては純心関係で300万円近く、宇宿で63万円程度を実績としてあげているところである。戦略としてターゲットとするエリアを絞り、進めていく。」

「南隅観光連絡協議会負担金、いぶすき広域観光推進協議会負担金について、両協議会の、今後の構想を示されたい。」との質疑に、「南隅観光連絡協議会については、休止の方向で検討している。ただし、当該協議会に参加の2町、本町と南大隅町で設置した観光看板等の維持管理などは今後も続く。」「いぶすき広域観光推進協議会は、指宿市、南九州市、南大隅町、錦江町の2市2町で構成される。JR九州を使った取り組みや、キャンプ場の周知チラシ作成、インフルエンサーを活用した取り組みなどを計画している。」

「まちの駅設置事業について、現在の登録状況を示されたい。また大根占地区のガソリンスタンドには登録を呼びかけないのか。」との意見に、「よろっで、ふるさと館、にしきの里、堀石油、田代支所の5箇所の事業所が登録されている。大根占地区のガソリンスタンドへは、令和5年度にお願いをする計画である。」

産業建設課

「支所家畜疾病侵入防疫対策事業、豚舎、鶏舎の金網及び防鳥ネット等の補修工事に係る補助について、100万円が予算計上されているが、足りるのか。」との質疑に、「令和4年度から実施しており、要望がブロイラー農家からのみであった。実績で50万円を支出しており、令和5年度は100万円足りると判断したところである。」

「木質バイオマス施設管理事業について、前年度と比べ事業費が増加したのは、稼働率が上がったことにより、燃料である木質チップの消費量が増えたためか。」との質疑に、「今年度の稼働率は、現在のところ 65.4%で、昨年度より 14%ほど下がっている。木質チップの価格上昇が主な要因である。」

住民税務課

「戸籍住民基本台帳費、講師謝金について、目的を示されたい。」との質疑に、「人権フェスタを開催する際にお招きする講師への謝金である。」

「歳入、固定資産税について、令和4年度より予算が増額されている要因を示されたい。」との質疑に、「令和4年度については、家屋全棟調査の結果により増額となることを見込んで計上していたが、結果として見込みより多い税収となりそうなことから、令和4年度の決算額に近い額で計上した。また、生け簀の新設などによる償却資産の増加も、要因のひとつである。」

「各税の徴収について、その手法を示されたい。」との質疑に、「給与特別徴収、年金特別徴収、普通徴収がある。普通徴収については、口座引き落としで行う方法も行っている。滞納分については、納税相談を行い、自主納付を促したり、徴収に伺うなどしている。給与などを差し押さえることもしている。」

建設課

「本庁橋梁維持費、久木野橋補修工事について、補修内容を示されたい。」との質疑に、「判定区分が2であり、予防保全の観点から、腐食している高欄の取り替え、舗装、裏面のひび割れや鉄筋露出箇所の補修を行う。」

「河川費、平石川の流域治水対策について、工事内容を示されたい。」との質疑に、「県道側のボックスの向きと川の向きが合致していないため、整えて水流を改善させるための工事である。」

「港湾建設費、県単港湾整備事業について、内容を示されたい。」との質疑に、「漁協の港と堂ノ元川河口の浚渫工事である。」

政策企画課

「企画費、大隅総合開発期成会負担金について、増額の理由を示されたい。」との質疑に、「ここ数年、コロナ禍で陳情のための上京ができず、負担

額が下がっていたものが、通常に戻ったためである。」

「特定地域づくり事業協同組合事業について、令和5年度はどのような支援をするのか。」との質疑に、「令和5年度以降、事業の仕組み上、事業費の半分を町が負担する形になる。そのような財政的支援や、組合の相談を受けるなどの支援を行っていく。」

「多文化共生事業について、現在、本町にいる技能実習生について詳細を示されたい。」との質疑に、「5か国から50名の実習生が来ており、内訳は、ベトナム16名、カンボジア14名、インドネシア12名、フィリピン6名、ミャンマー2名である。」

介護福祉課

「老人福祉費、シルバー人材センター運営費補助事業について、備品購入費の自走式草刈機はどのようなもので、どこに配置されるのか。」との質疑に、「リモコン操作式の草刈機で、シルバー人材センターに設置するが、役場の業務においても使用する。」

「社会福祉総務費、就労支援組織（社会的弱者）の設立に向けた研究について、具体的にどのような内容となるのか。」との質疑に、「藤里町社会福祉協議会の視察を行ったのだが、こちらの方を講師として招き、講演会を開催する計画で、町としてどのような支援組織を立ち上げるかを検討していくものである。福祉アドバイザー業務委託については、令和4年度に引き続き、パーソナル支援機構への委託を計画している。」

「老人福祉費、高齢者スマホ教室実施事業について、令和5年度の委託先はどこを計画しているのか。また開催回数は何回を予定しているのか。」との質疑に、「令和4年度に引き続き、NTTドコモへの委託を計画しており、年12～15回の開催で検討している。」

「老人福祉費、高齢者見守りサービス事業について、詳細を示されたい。」との質疑に、「見守り電球を、浴室やトイレ等に設置し、設定した時刻に電気が付かないと、離れて暮らす家族の携帯に通知が届く仕組みのもの。事業費としては社会福祉協議会への補助となる。」

健康保険課

「猫の不妊去勢手術助成事業について、予算額の内訳を示されたい。」との質疑に、「オスが単価 8,000 円の 50 匹分、メスが単価 16,000 円の 50 匹分である。」

「予防費、扶助費の子宮頸がんワクチン任意接種償還について、詳細を示されたい。」との質疑に、「国が一時期、接種勧奨を辞めた時期があり、その間に自費でワクチン接種を行った方に対する償還払い金である。」

「母子衛生費、子育て世代包括支援センター事業について、小児科産婦人科オンラインの利用状況と利用者の評価を示されたい。」との質疑に、「登録者数 203 名、もっとも多い月で約 20 件、月平均 10 件程度の利用がある。利用者の評価としては、コロナ禍で病院に行きづらい中、オンラインで対応してもらい助かったとか、夜間に子どもが嘔吐した際に相談でき、おちついて対応できたなどの評価をいただいている。」

「本所保健センター費、備品購入費のトレーニングマシン等購入について、老朽化に伴う入れ替えか、それとも新規導入か。」との質疑に、「新規のトレーニングマシンである。」

教育課

「保育園留学事業、親子留学事業について、それぞれの成果目標に掲げた数字は達成が見込まれるのか。またそれぞれの受入者の宿泊場所を示されたい。」との質疑に、「保育園留学事業については、全国的に取り組んでいる事業者へ委託をする。町内の空き家 2 件、大根占地区と田代地区に 1 件ずつを借り上げる予定である。」「親子留学事業については、PR の仕方にもよるが、先進的に取り組んでいる南種子町を参考に実施していく。空き家または町営住宅に住んでいただく。」

「小学校費、学校建物管理費、田代小学校屋内運動場改修事業について、現地調査を行った際、入り口付近の柱の塗装の劣化や、外の水道が衛生面で難があることが気になった。工事の際に対応できないか。」との質疑に、「その方向で検討する。」

「学校建物管理費、光熱水費について、昨今、電気料等が高騰しているが、国等の補助金はないのか。」との質疑に、「令和 5 年度から、市町村が管理す

る学校、福祉施設、図書館、文化施設などの光熱費について、交付税算定することとなった。」

「文化振興費、自主文化事業について、令和4年度は客数が少なかった。令和5年度はどの程度の集客を見込んでいるか。またPRの方法については見直す必要がないか。」との質疑に、「チケットの販売価格が、演者の希望により下げることができなかった。令和5年度は無料で開催できる運びであることもあり、少しでも多くの方に見えていただけるよう、周知を工夫する。」

総括質疑

「防犯カメラの設置について、町長の施政方針の中で、設置に言及されているが、先日の質疑応答においては、警察との協議が必要であったり経費がかかるとのことで、積極的には映らなかった。検討の余地はないのか。」との質疑に、「設置を否定しているわけではなく、状況を見ながら、警察等とも相談しながら、高齢者だけではなく子どもたちの登下校もあるので、協議をしながら進めていきたい。」

「令和5年度に実施予定の工事について、町内の建設業者はAからDまでのランクで区分されているが、C、Dランクの業者も受注できるような、例えば工区を分けるなどの手立では取れないか。」との質疑に、「なるべく平等になるよう、条件付き一般競争入札の形をとっている。工区を増やし過ぎると工事の成果が厳しくなってくる。また4月から国交省が週休2日工事にする方針を掲げており、工区を分けると工期内完了が難しくなる。おっしゃる意味は理解する。できる限りのことはやっていく。」

「起債と基金繰入のバランスと、自主財源について、起債が総額7億程度で、全体が総額69億程度の残高があるが、今後の町債の推移について示されたい。また基金は65億程度あるが、今後の運用について示されたい。」との質疑に、「合併してから一時的な膨らみはあったものの、安定的な財政運営をしてきている。80億程度の起債に対し50億しか基金がない時期もあったが、ある程度同額程度になってきており、キャッシュフローからすると、バランスが取れてきている。自主財源については、町税が6億程度しかなく、ふるさと納税の制度があるうちは、しっかりと活用の上、基金に積みながら事業を進めていきたい。」

「認知症フレンドリー事業について、令和5年度における事業展開として、自治会との連携の可能性と、展開のための周知方法について示された。」との質疑に、「認知症予備軍の方も含めて、認知症カフェに来ていただくことで生きがいつくりや社会参加につながるのであれば、どんどん参加していただきたいので、周知の部分については、初期集中支援チームとの連携を深めながらやっていきたい。」

以上のような質疑応答、意見があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号 令和5年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算については、

「歳入、国民健康保険税について、年金からの特別徴収と、普通徴収とは、どちらのほうが多いのか。」との質疑に、「どちらがどれだけ多いかというのは正確には言えないが、年金から徴収するためには条件があり、世帯全員が65歳以上でなければならないことなどを踏まえると、普徴のほうが多いのではないかと考える。」

「特定健康診査等事業費について、人工知能を用いて効率的な受診勧奨を行うためのデータ分析を行うとのことだが、具体的にはどのようなデータ分析を行うのか。」との質疑に、「特定検診の受診率向上を図るため、長い間健診を受けていない方、病院の受診履歴がない方など、AIによりデータ分析をしてタイプを割り出し、それぞれのタイプに応じた健診の受診勧奨の通知を作成している。」

以上のような質疑応答、意見があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号 令和5年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算については、

「後期高齢者医療広域連合について、医療費の明細が当連合から送られてくるが、どのような流れで行われているのか。」との質疑に、「医療費通知は、県内の市町村が参加し、連合会に委託して通知を作成してもらい、町で配布する。通知の発行事務を連合会に集約することと、町においては自治会長便

で配布することで経費削減を図っている。」

以上のような質疑応答、意見があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号 令和5年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については、

「介護サービス等諸費について、居宅介護サービス給付費は減少し、施設介護サービス給付費は増加しているということは、在宅介護は難しくなっているということか。」との質疑に、「方向性については傾向を注視していく必要があるが、しばらくは横ばいの状況が続くものと考えている。」

「包括的支援事業費、認知症地域支援・ケア向上事業について、認知症カフェ運営業務の詳細を示されたい。」との質疑に、「医師会立病院、包括支援センターと連携し、認知症カフェの対象者を選定し、案内している。対象者は10名前後で、小学校や事業所の協力により週1回開催している。」

以上のような質疑応答があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号 令和5年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については、質疑応答はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号 令和5年度錦江町簡易水道事業特別会計予算については、

「一般管理費、公営企業会計移行事務支援委託料について、令和5年度から移行するものと認識しているが、どのような会計処理になるのか。」との質疑に、「事業会計になるため、会計年度が一般会計とは異なる。3月決算打ち切りとなるため、出納整理期間がなくなる。決算書の内容も変わる。令和6年度から会計システムが変更となり、令和5年度の委託料には、そのための費用も含んでいる。」

「簡易水道維持費、メーター取り替え委託料について、予算額の根拠を示されたい。」との質疑に、「単価契約で執行するため、金額は若干の変動が見

	<p>込まれるが、7～8年で交換しており、システム管理により該当箇所はすべて把握している。」</p> <p>「漏水調査委託料について、令和4年度の実績を示されたい。」との質疑に、「面積により金額が変動するが、300万円程の委託で、7～8カ所の漏水を発見していただいた。なお委託先はオーシャン漏水研究所で、大隅で漏水調査を行う事業者は、ここだけである。」</p> <p>以上のような質疑応答があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。</p> <p>次に、議案第27号 令和5年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算については、</p> <p>「マンホールの蓋が路面から盛り上がっている箇所がある。安全面を考慮し、対処されたい。」との質疑に、「県道であるため県に依頼しているが、完全な改善の前に、ひとまず部分的に応急的な処置を講じていただいたところである。」</p> <p>以上のような質疑応答があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。</p> <p>ここで、議員の皆様にお諮りします。当予算審査特別委員会は、議長を除く全議員で構成され、委員会の審議中において、質疑、応答まで、すでに皆さまご承知のとおりであります。会議録には、お手元に配布の委員長報告全文を掲載することとし、以下省略させていただきたく、議長により諮っていただくようお願いします。以上、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。以上、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。</p> <p style="text-align: right;">令和5年3月17日 予算審査特別委員会 委員長 川越 裕子</p>
○笹原議長	<p>ここで、議員の皆様にお諮りします。ただいま、予算審査特別委員長から、会議規則第41条第3項の規定によって、委員長報告の省略をして、会議録には委員長報告全文を掲載するとのことで申出がありました。これにご異議ありませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">(「なし」と言う者あり)</p>

○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長報告は省略することに決定しました。
○川越予算 審査特別委 員長	ありがとうございました。
	(川越予算審査特別委員長 降壇)
○笹原議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。議案第 21 号、令和 5 年度錦江町一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は、起立採決によって行います。議案第 21 号、令和 5 年度錦江町一般会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。着席願います。したがって議案第 21 号、令和 5 年度錦江町一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。 議案第 22 号、令和 5 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は、起立採決によって行います。議案第 22 号、令和 5 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。着席願います。したがって、議案第 22 号、令和 5 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。 議案第 23 号、令和 5 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は、起立採決によって行います。議案第 23 号、令和 5 年度錦

	江町後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長の報告等報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。着席願います。したがって、議案第 23 号、令和 5 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。 議案第 24 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてを討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は、起立採決によって行います。議案第 24 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。着席願います。したがって、議案第 24 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。 議案第 25 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は、起立採決によって行います。議案第 25 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。着席願います。したがって、議案第 25 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。 議案第 26 号、令和 5 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は、起立採決によって行います。議案第 26 号令和 5 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)

○笹原議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、議案第 26 号、令和 5 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>議案第 27 号、令和 5 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。</p>
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は、起立採決によって行います。議案第 27 号、令和 5 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○笹原議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、議案第 27 号、令和 5 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。</p>
	日程第 13 議会報告第 1 号
○笹原議長	<p>日程第 13、議会報告第 1 号、錦江町議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の調査の中間報告についてを議題とします。錦江町議会改革推進会議調査特別委員会から、議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の調査の中間報告をしたいと申出があります。本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の調査の中間報告を受けることに決定しました。議会改革推進会議調査特別委員長の発言を許します。水口委員長。</p>
○水口議会改革推進会議調査特別委員長	<p>はい。</p>
	(水口議会改革推進会議調査特別委員長 登壇)
○水口議会改革推進会議調査特別委員長	<p>おはようございます。錦江町議会改革推進会議の調査特別委員会が、現在調査中の事件について、中間報告をやれということで、中間報告を行います。</p> <p>1 調査事件</p> <p>本町議会において、議会基本条例を議会運営の規範と位置づけて、開かれた議会、町民参加の議会、存在感のある議会、信頼される議会を築くことを目的として、議会改革に継続的に取り組んでいくための調査でございます。</p>

2 調査の経過と概要について

令和4年度第1回特別委員会を令和4年6月20日に開催いたし、令和4年度の調査事件については、議会広報モニター制度、住民懇談会、会議のペーパーレス化、日曜議会の検討を行うことと決定いたしました。

議会改革については、新型コロナウイルス感染防止のために、昨年に引き続き中止し、今年度も自治会長及び地区公民館長から、文書で意見、要望事項を聴取することになりました。

第2回目を8月10日に開催いたしまして、ペーパーレス会議システム導入事業で導入した、タブレットの操作説明及び会議システムの操作説明を、納品業者より受けました。

第3回目を9月6日に開催いたしまして、88自治会中18自治会、及び5地区公民館から、合わせて28項目の意見、要望事項を文書で受け付け、その対応につきまして、担当委員を決めまして、調査いたしました。

第4回目を10月11日に開催いたしまして、ペーパーレス会議システム導入事業で導入いたしました、タブレット端末や附属品を貸与し、運用について、事務局より説明を受けまして、12月議会から使用できるよう、議会前までに、さらに、使用方法について調査することといたしました。

また、自治会からの意見、要望事項の対応につきましては、調査いたしました各委員から、結果等を受け、議会だより71号に掲載するとともに、町担当課において対応できるものについては、即対応していただきました。

第5回目を11月14日に開催し、12月議会に向けて、タブレット端末や会議システムの内容について、実践に基づき、調査いたしました。

第6回目を令和5年3月20日に開催し、6月議会における日曜議会の検討を行い、インターネット映像配信サービス、ユーチューブで配信していることなどから、日曜議会は行わないことといたしました。

また、町例規の閲覧につきましては、これまで冊子の例規集を活用しておりましたが、今後は、タブレットを有効活用し、閲覧することといたしました。

議会広報モニター制度につきましては、実施に至ってはおりませんが、議会編集委員会と連携し、よりよい広報紙づくりのために協議、検討していかねばならないと考えているところでございます。

また、令和4年度から、町民福祉の向上に資する政策立案及び町政の課題に関する専門的知識を取り入れるために、自主調査及び研修を実施しており、1組2名の議員が自主調査いたしたところでございます。

今年度導入いたしました、ペーパーレス会議システムの運用につきましては、積極的に進めることを前提にしますが、当分の間は、紙の資料とシステ

	ムを併用いたしながら運用することにいたします。そしてまた、経費節約を心がけてまいります。以上、中間報告といたします。
	(水口議会改革推進会議調査特別委員長 降壇)
○笹原議長	これで、議会改革推進会議調査特別委員会委員長の報告を終わります。
	日程第 14 議員の派遣について
○笹原議長	日程第 14、議員の派遣についてを議題とします。お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。
	日程第 15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
○笹原議長	日程第 15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程と、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。 令和 5 年第 1 回錦江町議会定例会を閉会します。
	散会 10 : 28